



2021年8月25日

各 位

会 社 名 株式会社アイキューブドシステムズ
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 佐々木 勉
(コード番号：4495 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執行役員 管理本部長 里見 亮陸
(TEL. 092-552-4358)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、定款一部変更を行うことについて決議し、2021年9月29日開催予定の第20期定時株主総会に付議することとしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

・目的の変更（第2条）

当社の事業領域の多様化に対応するため、現行定款第2条に定める目的の追加を行うものであります。

・剰余金の配当等の決定機関の変更（第44条）

当社は、感染症の流行や経営環境の変化等が生じた場合においても、剰余金の配当等を機動的に実施することができるようにするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議でも行うことが可能となるよう、変更案のとおり現行定款第44条を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会 2021年9月29日（水曜日）

定款変更の効力発生日 2021年9月29日（水曜日）

以 上

定款変更の内容別紙

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～5 [条文省略] [新設]</p> <p><u>6. 前各号に関連する経営コンサルティング業</u> <u>7. 前各号に関連する市場調査、宣伝、広告業</u> <u>8. 前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第44条 当社の<u>期末配当の基準日は毎年6月30日とする。</u> [新設]</p> <p><u>(中間配当)</u> 第45条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当の除斥期間) 第46条 配当財産が金銭である場合は、支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～5 [現行どおり] <u>6. 有価証券の取得及び保有並びに投資事業組合財産の運用及び管理</u> <u>7. 前各号に関連する経営コンサルティング業</u> <u>8. 前各号に関連する市場調査、宣伝、広告業</u> <u>9. 前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(剰余金の配当等) 第44条 当社は、<u>剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u> <u>2 当社は、毎年6月30日又は12月31日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対し、金銭による剰余金の配当を行うことができる。</u> <u>3 前2項のほか、当社は基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して、剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">【削除】</p> <p>(配当の除斥期間) 第45条 配当財産が金銭である場合は、支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>